

「水痘」と「高齢者の肺炎球菌感染症」が10月1日から予防接種法に定める定期の予防接種に加わりました。

【水痘】

生後12月から36月までの方は、乾燥弱毒生水痘ワクチンを3カ月以上の間隔をおいて合計2回の接種が受けられます。平成26年度に限り、生後36月から生後60月までの方も1回の接種が受けられます。

ただし、任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある方は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなします。

なお、既に水痘に罹患したことがある方は定期接種の対象とはなりません。

<水痘について>

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/varicella/index.html

【高齢者の肺炎球菌感染症】

65歳の方及び60歳以上65歳未満の方で心臓などの機能に障害のある方は23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回の接種が受けられます。

また、平成26年度から30年度までの間は、各年において、その年度に65歳から5歳刻みで100歳になるまでの方と、平成26年度に限り、101歳以上の方も1回の接種が受けられます。

ただし、既に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの接種を受けたことがある方は定期接種の対象とはなりません。

詳しくはかかりつけ医にご相談ください。

<肺炎球菌感染症（高齢者）>

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/haienkyukin/index_1.html